

日本語教育機関等設置代表者 殿

一般財団法人日本語教育振興協会  
理事長 佐藤 次郎  
(公印省略)

平成30年度生活指導担当者研修の実施について（ご案内）

当協会の運営につきましては、日頃からご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

当協会では、日本語教育機関における生活指導担当者の能力向上を図るため、平成14年度から標記の研修を実施しております。

今年度におきましても下記により実施しますので、貴日本語教育機関等の生活指導担当者（事務職兼務者、教務兼務者を含む。）で参加希望者がいる場合は、別紙様式「参加推薦書」により、平成31年1月25日（金）までにEメールで事業部あてご推薦くださいますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成31年2月18日（月）13:00～17:20  
（懇親ネットワーク会：17:45～19:30）  
2月19日（火） 9:30～15:00

- 2 会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟 309号室  
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1  
TEL 03-3467-7201

3 定員及び参加要件等

定員は50名程度とし、参加者は次の要件を満たす必要があります。

推薦は、1校につき2名までとします。

- ①日本語教育機関又は大学等教育機関の現場において、実際に留学生の生活指導に携わっていること。
- ②経験年数は問わないが、ある程度の実務知識があることが望ましいこと。

4 参加費

	①2日間参加 宿泊（シングル利用）	②2日間参加 宿泊を利用しない	③1日目 特別講演のみ聴講 （定員50人）
維持会員機関 （維持会費納入校）	20,000円	16,500円	1,000円
その他の教育機関	35,000円	31,500円	3,000円

※①と②の参加費には、1日目懇親ネットワーク会費・2日目昼食・資料代を含みます。

※止むを得ない事情で懇親ネットワーク会に参加できない場合は、予め事業部宛お問い合わせください。

## 5 宿泊

宿泊先としては「国立オリンピック記念青少年総合センターD棟」の部屋を日振協名であらかじめ確保しておりますので、ご希望の方は、別紙様式「参加推薦書」の「参加について」欄にご記入ください（遠距離及び先着を優先）。

キャンセルの場合は、2月14日（木）までに協会事業部までご連絡ください。  
また、返金が生じた場合の手数料は、各自ご負担願います。

## 6 日程

別紙のとおり

## 7 事前アンケート

特別講演1「改正入管法、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の概要について」に関連して、質問等がございましたら、別紙様式「参加推薦書」の「2 質問」欄にご記入の上、提出してください。

## 8 生活指導担当者研修専門委員

委員長 谷 一郎（与野学院日本語学校校長）

委員（氏名五十音順）

工藤 隆（岡山外語学院経営会議アドバイザー）

志村 信生（（学）石川学園横浜デザイン学院国際センター長）

正能 志保（新宿平和日本語学校事務長）

鈴木 えみ（大阪YMCA学院留学生事業部グループ長）

西村 輝夫（習志野外語学院校長）

丸山 茂樹（I. C. NAGOYA校長）

## 8 受講証明書

全期間参加者にのみ、受講証明書を発行します。

## 9 参加者の決定等

参加者については、後日お知らせします。

なお、参加費については、別途お知らせする所定の口座に振り込んでいただくよう併せて連絡します。

## 【お問い合わせ先】

事業部： 小野寺陽子・相原

TEL： 03-5304-7815 FAX： 03-5304-7813

Eメール：[y-onodera@nisshinkyo.org](mailto:y-onodera@nisshinkyo.org) URL：[www.nisshinkyo.org](http://www.nisshinkyo.org)

## 平成30年度生活指導担当者研修日程

開催日：平成31年2月18日(月)～19日(火)

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟309号室

司会・進行：生活指導担当者研修専門委員会

### 【1日目：2月18日(月)】

時間	研修内容	研修室
12:30～12:50	受付	センター棟 309
13:00～13:20(20)	開会挨拶・最近の留学生受入れの状況と課題 理事長 佐藤次郎	
13:20～14:20(60) ※上記時間に質疑応答 も含む	特別講演 ※1 「改正入管法、外国人材の受入れ・共生のための総合的 対応策の概要について」(仮題) 講師：法務省入国管理局入国在留課担当官(依頼中) 質疑応答	
14:20～15:00(40)	特別講演2 「外国人材受入れの歴史と特定技能受入れによる日本語 教育機関への影響」 講師：日本語教育振興協会専務理事 高山 泰	
15:00～15:20(20)	休憩	
15:20～16:20(60)	セッションⅠ ※2 「諸外国の外国人材への文化適応教育の概要と適応教育と しての日本語学校の生活指導」	センター棟 309
16:20～17:20(60)	セッションⅡ ※3 「優先度は低いが、学生に伝えておくべき必須項目は？」	
17:45～19:30(105)	懇親ネットワーク会	カルチャー棟 レストランとき

### 【2日目：2月19日(火)】

9:30～12:00(120)	セッションⅢ ※4 「生活指導内容をどう定着させ、定着をどう測るか」	センター棟 309
12:00～13:00(60)	昼食	センター棟 レストランふじ
13:00～15:00(120)	全体会 各グループの報告と質疑応答	センター棟 309
15:00	閉会	

○日程は変更になる場合があります。

○※1～4については、別紙「平成30年度生活指導担当者研修のねらい」参照

## 平成 30 年度生活指導担当者研修のねらい

### 全体のねらい

今年度は、日本語教育推進法案がとりまとめられ、新たな在留資格「特定技能」の創設も決まりました。また、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が関係閣僚会議で了承されたほか、法務省入国管理局が出入国在留管理庁に格上げされるのも極めて大きな変化です。これらの変化は、日本語教育の需要が激増し、それに伴い外国人への生活指導の社会的重要性も増すということでもあります。

一方、我々は主に留学生への日本語教育を行っており、その語学教育と生活指導は、一定の評価を得ておりますが、社会的な認知度とその評価はまだまだで、外国人受入れの最前線にいるにもかかわらず、加速する時代の中でその存在もノウハウも埋没しかねない状態です。我々は、その質に磨きをかけて、外国人への生活指導生活指導のことなら我々に任せて欲しいと訴えていかなければなりません。

しかし、経験の長い担当者の方でも、社会の変化、学生層の変化や学生の考え方の変化に対応しきれておらず、学校の生活指導の再構築の必要性を感じておられるのではないのでしょうか。

そこで、今年度においては、生活指導担当者が知っておくべき、社会全体の動きを整理するとともに、新たな外国人受入れという新しい時代に対応した生活指導を検討し、日本社会への適応教育という観点での日本語学校の生活指導を模索したいと思います。

### 特別講演 1 「改正入管法、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の概要について」

入国管理局の方から、国会で可決されたばかりの改正入管法の概要と、それに伴って政府がまとめた外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の概要についてご説明いただきます。

### 特別講演 2 「過去の外国人材受入れの歴史と特定技能」

改正入管法は、我々が主な教育の対象としている留学生にも大きな影響があるものと思われます。特に、留学生の進路としての特定技能も今後は視野に入れなければなりません。この機会にわが国の外国人材の受入れの歴史を整理し、新たな在留資格「特定技能」の留学生への影響についてお話しいただきます。

### セッション I 「諸外国の外国人材への文化適応教育の概要と適応教育としての日本語学校の生活指導」

時代の変化とともに、我々の学生も勉強のために一時的に滞在しているお客様ではなく、日本社会を構成する一員と考えていかなければならなくなってきました。この機会に、諸外国の外国人に対する文化適応教育を学び、日本社会への適応教育としての生活指導のヒントを得てもらい、今後に生かしていただきたいと思っております。

### セッション II 「優先度は低いですが、学生に伝えておくべき必須項目は？」

学生の出身国が、この 10 年ほどで大きく変化してきており、今後は、さらなる多様化が見込まれます。それに伴い、学生の出身国と日本との法律、ルール、習慣などの違いに起因する今まで想定していなかったトラブルも発生するようになってきました。例えば、大麻やドローンの規制がない国の学生が、知らずに警察に逮捕されるというようなことも起きてきています。従来は、このように発生頻度、優先度が低い項目は、オリエンテーションでも取り扱わない傾向にありました。しかしながら、一見些細なことでも細かく伝え学生が理解していないと、思いもよらぬトラブルとなる時代となっています。このセッションにおいては、そのような項目をリストアップしてみて、さらには、これらの伝え方についても考えてみたいと思っております。

### セッション III 「生活指導内容をどう定着させ、定着をどう測るか」

新入生オリエンテーションで膨大な量の注意事項を学生に話したものの、結局、学生が覚えていない、注意したのに問題を起こしてしまったということが多いのではないのでしょうか。このセッションでは、典型的な指導項目を題材に、生活指導内容をいかにして効果的に定着させるのか、そして定着したかをどう測るのかについて、考えてみたいと思っております。

## 平成30年度生活指導担当者研修参加推薦書

平成 年 月 日

一般財団法人日本語教育振興協会理事長 宛て

当初認定番号 ※日振協認定校からご参加 の方のみご記入ください		代表者名	
機関名			

標記の研修に下記の者を参加させたいので、推薦します。

## 記

## 1.参加希望者

推薦順位	1		2	
ふりがな				
氏名				
年齢 (H31.1.1現在)	歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
主たる業務	<input type="checkbox"/> 生活指導 <input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> 教務		<input type="checkbox"/> 生活指導 <input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> 教務	
生活指導担当者としての 経験年数	年	月	年	月
事務職員としての 経験年数	年	月	年	月
教務職員としての 経験年数	年	月	年	月
※生活指導担当者とし ての通算経験年数 (H31.1.1現在)	年	月	年	月
参加について	<input type="checkbox"/> 2日間(宿泊) <input type="checkbox"/> 2日間(宿泊なし) <input type="checkbox"/> 特別講演のみ		<input type="checkbox"/> 2日間(宿泊) <input type="checkbox"/> 2日間(宿泊なし) <input type="checkbox"/> 特別講演のみ	

※(1)複数の職場に生活指導担当者として、勤務実態のある場合の通算年数とする。

※(2)経験年数に関しては、未経験の場合、「0」を記入すること。

## 2.質問

特別講演1に関して、法務省担当官に質問を希望する場合、その質問の趣旨

連絡担当者	TEL	
	氏名	

平成31年1月25日までに事業部(Eメール y-onodera@nisshinkyu.org)宛て送付願います。